

論点 4-1 新リース会計基準の適用の要否について

「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」(抄)
(現行)

20 リース会計について

(1) リース会計処理について

企業会計においてはリース取引の会計処理はリース会計基準に従って行われる。
社会福祉法人においてもリース取引の会計処理はこれに準じて行うこととなる。

(改定案) 記載がなくても成立かつ内容が不整合となる文章は削除する案

上記の該当箇所を全消去し、次の段落の「土地、建物等の不動産の・・・」から
文章を開始する。

「社会福祉連携推進法人会計基準の運用上の留意事項について」
(現行)

10 リース会計について

(1) リース会計処理について

企業会計においてはリース取引の会計処理はリース会計基準に従って行われる。
社会福祉連携推進法人においてもリース取引の会計処理はこれに準じて行うこととなる。

(改定案) 記載がなくても成立かつ内容が不整合となる文章は削除する案

上記の該当箇所を全消去し、次の段落の「土地、建物等の不動産の・・・」から
文章を開始する。

論点 4-3 満期保有目的の債券について

社会福祉法人会計基準の運用上の取扱い

15 満期保有の債券について（会計基準省令第4条第5項関係）

（2）保有目的の変更について

（現行）

満期保有目的の債券への分類は・・・その一部を満期保有目的の債券以外・・・

（改定案）読み手の誤解防止のために加筆する案

満期保有目的の債券への分類は・・・その全部又は一部を満期保有目的の債券以外・・・

※社会福祉連携推進法人会計基準の運用上の取扱いについても、同様の改訂が必要

論点 4-4 偶発債務に関する注記について

社会福祉法人会計基準（平成二十八年厚生労働省令第七十九号）第五節 計算書類の注記第二十九条十三項で「重要な偶発債務」の注記が求められている。この点、昨今の状況下で社会福祉法人においても「介護福祉士修学資金等貸付制度」のケースのように、就労（予定）先の社会福祉法人が法人保証をする機会が増えているとの声がある。一方で、社会福祉法人が実行可能な債務保証に関する会計処理であることが前提となるため、以下のような対応が必要ではないか。

- 1) 通知等で社会福祉法人が制度的背景等をふまえ、実行可能な債務保証等を整理いただく。
- 2) それを受け、計算書類では重要な偶発債務について、損失の発生の可能性の程度、損失の金額の見積可能性の程度をふまえて注記ないしは引当金計上の会計処理を要する。

注記例

重要な偶発債務

当法人は、介護福祉士修学等貸付制度^(注1)における職員等の借入債務の支払い^(注1)に関し保証を行っております。なお、当該貸付制度は、債務者が一定期間、介護業務等の返還免除対象業務に従事することにより、貸付額に係る返還の債務免除の仕組みが設けられております^(注2)。現時点における未返済債務に関する保証金額は××円です。

（注1）各制度の名称と債務内容におうじて注記内容を変更する。

（注2）制度の内容に関しては、通知等で徹底されていれば、記載は不要と考えます。

論点 2-4 国庫補助金等の会計上の取扱いについて規定する必要があるか。

社会福祉連携推進法人会計基準の運用上の取扱いについて

(本文)

1) 国庫補助金等特別積立金の取崩しについて

国庫補助金等特別積立金は、施設及び設備の整備のために国又は地方公共団体等から受領した国庫補助金等に基づいて積み立てられたものであり、当該国庫補助金等の目的は、社会福祉連携推進法人の資産取得のための負担を軽減し、社会福祉連携推進法人が経営する施設等のサービス提供者のコスト負担を軽減することを通して、利用者の負担を軽減することである。

したがって、国庫補助金等特別積立金は、毎会計年度、国庫補助金等により取得した資産の減価償却費等により事業費用として費用配分される額の国庫補助金等の当該資産の取得原価に対する割合に相当する額を取り崩し、損益計算書のサービス活動費用に控除項目として計上しなければならない。

また、国庫補助金等特別積立金の積立ての対象となった固定資産が廃棄され又は売却された場合には、当該資産に相当する国庫補助金等特別積立金の額を取崩し、損益計算書の特別費用に控除項目として計上しなければならない。

2) 国庫補助金等特別積立金への積立てについて

国庫補助金等特別積立金として以下のものを計上する。

- (1) 施設及び設備の整備のために国及び地方公共団体等から受領した補助金、助成金及び交付金等を計上するものとする。
- (2) 設備資金借入金の返済時期に合わせて執行される補助金等のうち、施設整備時又は設備整備時においてその受領金額が確実に見込まれており、実質的に施設整備事業又は設備整備事業に対する補助金等に相当するものは国庫補助金等特別積立金に計上するものとする。

また、国庫補助金等特別積立金の積立ては、国庫補助金等の収益額を損益計算書の特別収益に計上した後、その収益に相当する額を国庫補助金等特別積立金積立額として特別費用に計上して行う。

(附属明細書)

社会福祉法人会計基準における以下の附属明細書を社会福祉連携推進法人の附属明細書にも追加する。(ただし、科目の変更は必要)

- (1) 国庫補助金等特別積立金明細書